被　害　防　除　計　画　書（太陽光発電施設用）

転用事業者

　該当事項に○印及び必要事項を記載のうえ、土地利用計画図面や断面図等で場所を記入すること。

　また、下の空欄には具体的な被害防除措置について記入するとともに、被害発生の恐れがない場合は、その理由を記載すること。

１　周辺農地、用排水路への土砂流出、たい積、崩壊等に対する対策、及びガス、粉じん、鉱煙の発生、湧水、湛水、汚濁水、捨石等による周辺農地の営農条件に支障を及ぼさないための措置。

（１）申請地の造成計画の内容

　　ア　盛土を行う。（最高　　　ｍ、最低　　　ｍ）

　　イ　切土を行う。（最高　　　ｍ、最低　　　ｍ）

　　　　※盛土又は切土を行う場合の法面勾配の程度（安定勾配（約　　度）　その他）

　　ウ　現状のまま利用する。

（２）上記（１）に伴う被害防除措置

　　ア　擁壁を設ける。　　　イ　土羽打ちをする。　　　ウ　種子散布等により法面保護をする。

　　エ　緩衝地を設ける。　　オ　防護棚を設ける。（策の高さ　　　ｍ、材質　　　　　　　　）

　　カ　防護柵と施設の距離（　　　　　　　ｍ　）

（３）雨水排水計画

　　①　排水方法

　　　ア　溜桝　　　イ　調整池　　　ウ　自然流下

　　　エ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　②　直接放流先

　　　ア　河川　　　イ　道路側溝（新設　既設）　　　ウ　農業用水路（排水路　用水路）

　　　エ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（４）その他の被害防除措置の内容、被害発生の恐れがない理由

２　周辺農地への日照、通風、通作等に支障を及ぼさないための措置

（１）被害防除措置

　　ア　施設等の隣地からの距離（幅約　　　ｍ～　　　ｍ）

　　イ　施設等の高さ（高さ約　　　ｍ）

　　ウ　隣接農地への通路を確保する。（新設　既設）

　　エ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　その他

　　ア　自治会・周辺住民等との協議状況

　　イ　雑草対策

　　ウ　排水路の管理

　　エ　管理者名（管理委託する場合は、事業者名）

　　オ　事業終了後のパネルの撤去等

事業完了後、農業委員会が定期的に見回りを行い、被害防除対策が不十分である状況が見受けられた場合、資源エネルギー庁へ情報提供をすることもあります。